

陸上自衛隊和歌山駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストはオープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
61	子宮がん検診ほか1件	現地	8.2.28	7.10.27	7.10.27 11:00	7.10.27 11:00	無	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒644-0044

住所 和歌山県日高郡美浜町和田1138

契約機関名 陸上自衛隊和歌山駐屯地第398会計隊和歌山派遣隊（担当：上中）

電話番号 0738-22-2501（内線346） メール ma418fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見積書

件名リスト一連番号	61
-----------	----

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	子宮がん検診	仕様書のとおり	人	5		
2	乳がん検診	仕様書のとおり	人	5		
3		以下余白				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
納入(履行)場所		現地	納期(履行期限)		8.2.28	
落札方法		総額決定	見積書有効期間			
契約保証金		免除				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和7年10月27日

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	子宮がん検診	仕様書のとおり	人	5		
2	乳がん検診	仕様書のとおり	人	5		
3		以下余白				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
納入(履行)場所		現地	納期(履行期限)		8.2.28	
落札方法		総額決定				

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号			仕 様 書 番 号
子宮がん検診 乳がん検診	作	成	令和7年10月8日
	変	更	
	作成部隊等名		第304水際障害中隊

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は、和歌山駐屯地が部外医療機関において実施する子宮がん検診及び乳がん検診の役務について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書における用語の定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書における次の文書は、この仕様書の規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 検診項目

- a) 子宮がん検診
- b) 乳がん検診

2.2 検診内容

- a) 子宮がん検診
内診、細胞診
- b) 乳がん検診
マンモグラフィ検査（2方向）

2.3 対象人員

対象人員は5名とする。

2.4 実施機関

実施機関の条件は、次による。

- a) 日本乳がん検診精度管理中央機構によるマンモグラフィ検診施設画像認定を受けていること。
- b) 両検診を同日に受検可能であること。

2.5 実施時期

契約決定日から令和8年2月14日とする。

2.6 実施場所

実施場所は、和歌山県、御坊市の医療機関とする。

2.7 結果の報告

契約の相手方は、検診結果を検診終了後2週間以内に郵送または持参により提出するものとする。

3 履行場所

契約の相手方の医療機関

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 その他指示

5.1 検査日時

検査日時は、事前に契約の相手方に対し、連絡及び調整を行うものとする。

5.2 個人情報の管理

契約相手方は、請負業務遂行に際して知り得た個人情報等を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、及び持ち出してはならない。また、個人情報の秘密保持義務を遵守し必要な措置を講じなければならない。

契約相手方が上記に違反することによって、官側が損害を受けた場合、契約相手方がその損害を補償しなければならない。

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。